

中野フォーラム

2011 / JANUARY

中野公認会計士事務所

賀正

第52号

年所 頭感

今求められる戦略と

リーダーシップ

所長 公認会計士 中野 雄介



一、内向き志向の蔓延

昨年は政権交代に大きな期待が寄せられたところでしたが、改革には遠く及ばず、日本の立ち位置すらはつきりしない大混乱の時代に陥ってしまったようです。

このように閉塞感の漂う状況の中で日本国家のみならず、何か世の中に内向き志向が蔓延しているような気がしてなりません。何故、内向き志向になってしまおうのでしょうか。

二、内向き志向の類型

内向き志向にも大きく4つ(段階)のタイプがあるように思います。

- ①逃避型 全くの思考停止により何をしたいかが分からない内向き
- ②錯覚型 無知・分析力不足により外向き志向を採らなくていいという錯覚からくる内向き
- ③能力不足型 外向きは新たな発想や利害調整等が必要であるが、その能力あるいは意欲がないため、外向きにならない内向き
- ④戦略型 大局を見極め現在優先すべき政策が外向きより内向きであるとの判断のもと選択される戦略的内向き

①の逃避型は論外としても、②の錯覚型や③の

能力不足型は結構多いのではないのでしょうか。

最近の若者が海外旅行や海外留学に興味を示さず、実際にその数が減少している状況は、②の錯覚型に当たるといえるでしょう。縮小していくマーケットを前にして新機軸を打ち出せずコスト削減のみが経営目標になっている会社などは③の能力不足型に当たると思われます。

三、戦略不在の内向き志向

昨年は、事業仕分けが話題を呼び、「なぜ、一番じゃなきゃだめなのですか。」との発言は物議を醸しました。

この発言に対する批判的意見は概ね「二番でいいと思って取り組んでいて、何事も成功するはずがないではないか。他社、他国との競争はそんなに甘いものではなく、皆そのためにどれだけ努力、苦勞しているのか分かっていないのか」ということでしょう。

その一方で、仕分けをする立場からすると、不要不急なものはいかに仕分けて財源を確保するかが主眼ですから、勢い前掲のような発言になったのでしょうか。

しかし、海外との競争を含めた国益に関する事項を仕分け担当がすべて決めることができるはずもなく、この仕分けに関しては国家戦略を論ぜずして回答が導き出せるものではないことが明らか

かなだけに、見ている側としては少し場違いともいうような展開となってしまいました。

これも戦略不在の内向き志向の一つと考えられます。ただただコスト削減のみを主題に個別縦割りに仕分けをしても意味がなく、大戦略、大方針に基づいた予算付けをしていく中で、関連を持たせながら仕分けを行わなければ有意義な仕分けはできないはず。理念や哲学、方針がなければ一番でも二番でもどちらでもいいし、やる側も精が出ないことになり。

四、既成概念にとらわれず、

外向き志向に

戦後の復興期や高度成長期あるいはバブル期における日本経済は成長の真つただ中にあり、海外への展開を含めて大きくなる(膨張する)ことが是であり、そうやっていた時代です。

このような時代には戦略不在の内向きであつても、時代が吸収してくれたため余り議論の対象とならなかったのかも知れません。

しかし、冷戦終結・バブル崩壊後、日本国内において少子高齢化が急速に進行していく中で、中国やインドを中心とした途上国が大躍進・成長し人口増加していくのに対して日本が縮小していく、あるいは埋没していく状況となっています。

このような歴史的な大転換期においては生き残りをかけて既成概念にとらわれず、外向きに新しい情報をどんどん吸収し自分の立ち位置を確認し、進むべき方向を見定めるべきです。大いに外向き志向になるべきなのです。

明治維新における西欧化・文明開化や戦後の民主主義・アメリカ化がそうであるように、日本の歴史をふり返れば、転換期においては必ず外から新しいものを入れて上手に日本化してきているのです。

全く新しい価値観や、今まで経験したことのない経済状況の中で、まず、外向きに目を向け、内向きに見つめ直し、その上で対処法を考えるべきだと思えます。

そのための一時的・戦略的な内向きであればそれは意義あることですが、どうも世の中に蔓延している内向き志向は、②の錯覚型や③の能力不足型のような戦略不在の内向き志向であるような気がしてなりません。

その原因は、とにかくにもリーダーの不在にあるといえます。

あまり考えなくても皆が同じ方向に思い切り走ればよかつた時代ではなく、どの方向にどの程度走るあるいは歩くのかビジョンを定めた上で状況の変化に応じて微調整が求められる現況においては、戦略的なその決定に重要性があることは言うまでもありませんし、状況の変化を察知するため常に外向き志向でなければならぬのです。その役割がリーダーにあるのです。

政治や政策について国民が注視してニュースとなり議論するような時代は、本当は良い時代ではないのかもしれない。

しかし、そういう答えのない時代だからこそ、戦略によって着地点を見定めて航路をとるリーダーが強く求められるのだと思います。今、正に真のリーダーシップが求められているのです。

税 務 コーナー

「年金型」生命保険金の二重課税に伴う 所得税の還付について

平成22年7月6日に、最高裁判所において遺族の方が年金として受け取る生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする判決がありました。

これに伴い過去に納め過ぎた所得税が還付されることとなりました。

国税庁によると、還付を受けることになるのは6万件から9万件あり、還付金額は総額で60億円から90億円になるとされています。単純計算で1件当たり10万円程の還付になります。今回の取扱い変更のポイントをご報告いたします。

1. 対象者

次のいずれかに該当する方で保険料等の負担者でない方です。

- ①死亡保険金を年金形式で受け取っている方
- ②学資保険の保険契約者が亡くなったため養育年金を受け取っている方
- ③個人年金保険契約に基づく年金を受け取っている方

- ※1 実際に相続税や贈与税の納税が生じなかった方も対象となります。
- ※2 生命保険会社、旧簡易保険、損害保険会社、JA共済、全労災等でこうした年金が取り扱われています

2. 変更内容

①変更前

各年の保険年金の所得金額（年金収入額－支払保険料）の全額に所得税を課税

②変更後

各年の保険年金を所得税の課税部分と非課税部分とに分け、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入－課税部分の支払い保険料）にのみ所得税を課税

「保険年金」支給初年度は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が徐々に減少していきます。

3. 必要な手続きと期限

還付の対象に該当すると思われる方には、保険会社等から通知書が送付されます。また、所得税の還付を受けるには、確定申告をしているかしていないかで取扱いが変わります。

①還付対象年に確定申告している場合

更正の請求をすることになります。更正の請求は、該当する全ての年分について、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に行う必要があります。また、更正の請求に基づき減額更正できる期間は、原則として申告書を提出した日から5年間となります。よって、平成17年分について、早い方は平成22年12

月末日が期限でした。

- ※1 更正の請求とは確定申告をした方が、納めた税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に、正しい額に訂正する手続きです。
- ※2 「取扱いの変更を知った日」とは、納税者が実際に知った日になるので、保険会社等からの通知書が届いた日や、保険会社等に照会をした日になります。

②還付対象年に確定申告をしていない場合

確定申告（還付申告）をすることになります。期限は申告する年分の翌年1月1日から5年を経過する日までとなっています。更正の請求のように取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内という期限はありません。平成17年分は原則として平成22年12月末日までに行う必要がありました。

4. 平成16年分以前の所得税の還付について

現在の法律で救済できるのは過去5年以内に限定されています。しかし、民法の債権の消滅時効の期間（10年）や税務署の申告書等の保存期間（7年）等を踏まえて、平成12年分以降平成16年分以前の「保険年金」についても還付ができるよう「特別な還付」の具体案が平成22年11月9日に税制調査会から示されました。同案によれば平成15年分・16年分については、「特別還付金（仮称）」として現行法に準じて還付金額を計算することになります。また、平成12年分～14年分については、「みなし特別還付金（仮称）」として、簡便的にみなし還付率を算定して還付金額を計算することになります。この「特別な還付」を請求することができる期間は、納税者の便宜や生命保険会社等の書類保存等の負担を勘案し、法律の施行から1年となっています。また、現行法では最短で平成22年12月末日が期限になると上記で述べた平成17年分についても「特別還付金（仮称）」として還付することになります。

5. 住民税の対応について

住民税についても過去5年以内の分は、現行法に基づき所得税と同様の対応を取ることになります。しかし、5年超の分については、法律の改正により所得税のような特別な還付措置が講じられる予定はありません。

これは、地方税に関する権限は地方自治の本旨の根幹であり、地方税法に規定する「還付は5年以内に限る」とする基本ルールを国の政策判断で変更し、地方団体に一律に適用することは適切でないという理由からです。よって、最終的に5年超分の救済を行うかどうかは、各地方団体が判断することになります。

6. 住民税・国民健康保険税等について

確定申告の内容によっては、所得税が還付されなくても、住民税や国民健康保険税等が減額される場合や、所得税が還付となっても、住民税や国民健康保険税等が増額となる場合があるので注意が必要です。

（税理士 中村洋平）

論壇

世界の中における 日本経済のゆくえ

公益社団法人 日本経済研究センター
研究本部 主任研究員

竹内 淳一郎

I にわかに台頭する景気不透明感

私が今、不安に感じているのは、第一に企業は儲かっているのに設備投資をせず内需が拡大しないこと、そして第二に景気の唯一の牽引役である輸出企業が先行き不透明であることです。

①不安要素一(慎重な企業経営)

①財務改善のためキャッシュの積増し
リーマンショック後、企業は黒字倒産を心配して借入れを増やしましたが、1年で返しきるといふ戦略を採りました。また、内閣府の「企業行動に関するアンケート調査」によると小売業・建設業はリーマンショック前においては、今後3年間の業界需要の実質成長率をプラス成長と予想していました。リーマンショック後にはマイナス予想に転じており、投資意欲は乏しいと思われる。

儲けたキャッシュを設備投資に回さず、内部留保していることが日本の景気を活性化させていない理由のひとつになっています。

②労働力確保に慎重

失業率が高止まりしています。日本では新卒採用を重視しているため、あえて大学を卒業しない就職留年が約10万人もいます。一方で、60歳〜64歳のサラリーマンが年々増えています。

高齢者雇用安定法の改正もひとつの理由ですが、企業側の高齢者に対する労働需要も高いのです。コストだけ見ると割高ですが、即戦力がかつ最長でも5年の契約ですむ高齢者を企業は選択してい

ます。年金対策にはよいかもかもしれませんが、若者の労働力をこれほど余らせておくのはもったいないと思います。

③設備投資の海外化

日本政策投資銀行の調査(大企業中心に集計)によると、企業の設備投資計画は、大企業の4割近くが海外に設備投資を行う予定で、国内投資は1割にも満たない状態です。

以上のような構造問題の本質は、人口の減少や生産性の低下による成長率の趨勢的な低下と、企業も個人も日本は成長しないと考えていることにあります。

個人が消費を抑えるので、需要も低下し物価が上らず、企業も日本は成長しないと考え、海外で投資するので景気回復につながらないのです。

②不安要素二(輸出環境に立ちこめる暗雲)

①円高

1億人を抱える日本では内需もあるはずですが、輸出比率(出荷に占める輸出割合)が出島景気時(輸出企業が牽引した02年〜08年の戦後最長の景気拡大局面)に急速に伸びており、日本は外需依存度を強めてきたことが分かります。にもかかわらず、円高が高止まりしていることが不安要素のひとつになっているのです。

日米の金利差と為替を並べると円高になっているときは金利差も小さくなっており、為替動向と金利趨勢が同じ動きをしているのが分かります。つまり米国金利が下がると金利差が小さくなると円高になるということです。

円安にするには、米国の金利を上げる必要がありますが日本にはどうすることも出来ません。また、世界的な財政緊縮路線の影響で資金の一时的退避場所として円が買われていること(特に中国は、短期日本国債を買っている)も、円高要因になっています。このように、政策的に円安にすることも難しいと思われまます。

②世界的な財政緊縮路線

11年の成長見通しを、EU圏や日本ではプラス成長を見込んでいたが、マイナス成長へと下方修正しています。最大の理由は、ギリシャ危機です。ギリシャ危機時、ギリシャ国債は大きく売られました。その後IMFの対策や各国が融資等を発表したことで一旦回復しましたが、最近またギリシャ危機時の水準までギリシャの国債安が進んでいます。ギリシャで歳出削減の財政再建策を立てていますが、世界経済はこれを信用していないということです。

また、欧州連合の国々は加盟国で金融・財政危機にある国を助ける必要があるか、という調査によると、ドイツ国民の46%が必要ないと考えています。ドイツがギリシャを救うということ一旦収まったギリシャ危機も、こうしたことで再燃する原因のひとつとなっています。

③米国の経済もたつき

ジャパナイゼーション(日本化)という言葉が今後メディアで使われると思いますが、米国が日本型の長期景気低迷に陥るのではないかと不安があります。

米国では、リーマンショック後、建設投資が止まっており、商業用不動産バブルの崩壊も懸念されます。企業の収益は回復してきていますが賃金は回復していません。また仕事を失っているのが困難と考える人たちが増加しており、消費に対しては前向きになっていません。その一方で家計貯蓄率が上昇してきています。これらがかつての日本と同じ現象で、景気低迷が予測されます。

なにより、米国の経済予想機関の高位10機関の

成長見通し予測が下振れしています。私どもの予測ではバランスシートの調整、地価下落、賃金下落、これらが何をもちたらずかを知っていましたが、ここに来て、強気な米国人が慎重になってきていることに不安があります。ひとたび、成長期待が下がると日本と同じ事が起こるはずだからです。デフレ懸念もあります。移民による人口増加で助かっていますが、賃金下落によるデフレの兆候がみられます。デフレではないものの、米国にしては今までになく低い低下しているのです。

II 日本の展望

今の円高があつても、中国とアジアが今の調子で成長してくれることを前提にすれば、緩やかに成長すると思います。中国の加熱する不動産市場の沈静化が目立っていますが、これは、加熱する不動産市場に対し意図的にブレーキをかけたもので、中国がアクセルを踏めば日本の対中輸出も伸びると考えています。そして、来年にも中国がアクセルを踏む可能性は高いと思つていきます。

その理由は第一に、12年に次期指導部を決める「政治の年」を迎えるので、景気減速のまま引き継ぐとは思えないことです。第二に、中国は集権的でありブレーキもアクセルもよく効き、かつ金融政策は金利機能を用いず窓口指導を多用することから政策効果のタイムラグが短いこと。第三に、債務残高の対GDP比は20%と財政出動余地が大きいこと。第四に、インフラ案件の待行列も長く、土地の収用にも時間を要しないため、いざ財政出動をするとなつてもすぐに行える余地があるからです。

また、中国も賃金があつてきているので、中国資本がアジアに出ていっています。中国は周辺諸国と相次いで関税を撤廃しており、地続きという条件も追い風に、中国が中心となってアジアが活況を呈しています。日本のメーカーにとつても悪いことばかりではなく、工作機械の受注件数の8割が中国を含むアジア向けに大きく伸びていま

す。こうした国々が成長することは決して悪いことではありません。

さらに、中国人を中心にビザの緩和が進んでいます。中国人観光客の特性として、観光よりモノを買いに日本へやってきますが、これは、巨大な輸出産業になりえるのです。

このほか、60歳以上のシニア消費が堅調です。エコカー減税、エコ家電ポイント制度について見ると、65歳以上のシニアが消費を伸ばしています。意外なことに、お菓子もシニア消費が堅調です。そして、リフォーム需要が伸びているのは、かつてシニア世代が新築したものを今リフォームしているからであると考えられます。

Ⅲ 日本を変えるために

①労働市場の改革

日本を変えるためには、労働市場の改革が必要だと考えています。終身雇用、年功序列賃金の功

罪は今まで議論されてきたことですが、既卒（就職先がないまま卒業した学生）の就職が不利になるという欠点が問題だと思います。なぜなら、新卒時に就職氷河期に当たってしまったと就職できずフリーターの急増を招き、その後景気が回復してもその時の新卒を大量に採用することから世代間による雇用機会の不均衡が生じてしまうのです（ロストジェネレーション）。

また、有給休暇を有効に使えば、消費は活性化しますし、新規雇用の可能性もあるのですが、日本は有休消化率が40%台。そのわりに長時間労働が多いため、週60時間以上の就業者が2割弱もいます。

企業内での競争原理や指名解雇などの痛みを伴う改革により、若者を社会に取り込む必要があります。

②待ったなしの財政健全化

消費税率が諸外国に比べ低すぎます。一般的に

高齢社会では、消費税率は高いものです。75歳を超えると平均的に介護者が急増しますが、団塊の世代（47年〜49年生まれ）が75歳になるのが2020年。税収39兆円の日本で社会保障だけで27兆円も歳出があり、さらにこれから介護だけで19兆円かかる時代が来ようとしているのです。

また一千万円の所得がある人のうち10%もの非納税者がいます。サラリーマンでも控除が手厚いため非納税者がかなりいます。法人税を払っている法人も3割強。消費税か所得税かは国民の選択ですが、どちらかを上げないと日本は立ち行かなくなるのは明らかです。無駄の排除が先という議論もありますが、もはや時間的余裕はなく同時並行的に進める必要があります。

③少子化対策、労働力の確保

日本国民は、世界のどの国よりも自国の将来を悲観的に見えています。その理由のひとつとして年金不安があります。半数近くの人たちが老後生活

を非常に心配であると答えているのです。

高齢者を支える若者が減っていますが、女性が子供を産む数は減っていません。結婚する数が減っているのです。その原因は、①ワーキング・プア、②教育コストの増加、③ロストジェネレーションによる将来不安など経済的事由が多分に影響しています。その結果、人口が減り、家が建たなくなり、国内自動車保有台数も頭打ちとなるのです。子供手当についても所得制限の導入や多子ほど手当が増える累進手当にするべきだったと思っています。

労働力の確保について、高齢者の雇用確保努力の継続、出産後の女性労働力を繋ぎ止める努力、さらに将来の納税者、消費者、年金負担者として見込める外国人労働力の移入の検討も必要な時代になってきているのではないのでしょうか。

(社) 地域企業振興協会 講演より(文責 廣瀬)

特別寄稿

金は貨幣として復権するか

同志社大学名誉教授 マネーエッセイスト 杉江 雅彦

今年の世界経済を一言で展望すれば、昨年のG20(20カ国・地域)サミットでの米中対立を引きずって、日米欧の先進国対中国が先頭に立った新興国の調整をいかにすすめていくかに終始するよう思われる。

その「金融版」がポストドル基軸通貨体制の構築に向けての模索になるだろう。

それというのも、アメリカが自国経済の二番底を懸念するあまり、大幅な金融緩和策を断行した結果、ドル安を生み、それがアメリカの輸出増加に貢献した反面、アメリカから流出したドルが主に新興国に向い、新興国経済にインフレをもたら

すなど、深刻な影響を与えはじめた。

このように、アメリカのなりふり構わぬドル安容認によって、もはやドルが世界の基軸通貨としての役割を果たせなくなりつつあることは明白である。したがって、ドルに代わる新しい通貨体制が必要だとの議論が日増しに強まっている。

現に、今年11月に予定されているG20サミットの議長国に決まったフランスのサルコジ大統領は早速、通貨制度改革に積極的に取り組む方針を表明しており、やる気満々である。

それでは、議論となる新しい基軸通貨体制とは

どのようなものだろうか。そのことを考えるヒントが世界銀行ゼーリック総裁によって示された。

それによれば、従来のドルに加えてユーロ、円、ポンド、人民元の5つを基軸通貨にすることを提唱しているが、このような議論はこれまでにもあった。目新しいのは人民元を加えている点であろう。しかし、最も注目されるのは金に通貨の価値や物価を測る指標にするという提案である。もつとも、金の復権については議論百出しそうだ。

金を通貨体制に組み込んだかつてのIMF体制は、1971年に当時のニクソン米大統領が一方的に金とドルの交換を停止したことで終焉を迎えたが、それは、ドルの弱体化を反映してドルを金に換える加盟国が続出したのが大きな原因だった。

それ以来、金は貨幣の裏打ちという役割から降りたまま現在に至っている。変動為替相場に移行したのもそれから2年後の1973年からであった。

廃嫡された金を再び舞台上に呼び戻そうというゼーリック提案の具体的内容は示されていないが、歴史的にみると金が貨幣の中心であった時代は長く(金本位制度はその象徴的存在だった)、いまでも金には装飾品や工業材料以外に、貨幣を代替する価値を持つ金属としての評価が高い。

すでに金相場が史上最高水準にあるくらいで、特に新通貨体制を構築するうえで見逃せないのは、各国、特に新興国の中央銀行がこのところ積極的に外貨準備に占める金の比率を高めていることである。金が高値になれば売却する意図があるのかも知れないが、むしろ来るべきポストドル基軸通貨体制に備えているとも考えられる。

それとともに、このままドル安容認が続くと円高が既成事実として固定するため、日本経済にとっては辛い1年になりそうである。

**会計
コーナー****「IFRSがやってくる」****IFRSとは**

IFRSが日本でも強制適用する方向で動き出しています。IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、国際会計基準審議会 (IASB) が公表している国際的な会計基準の総称です。日本語では「国際財務報告基準」と訳されますが、一般的には「国際会計基準」とも呼ばれます。IFRSは、「イファース」「アイファース」「アイ・エフ・アール・エス」などと呼ばれています。

会計基準は「企業の実態を映し出す鏡」や「企業の活動を測定するためのものさし」などと言われます。しかし会計基準は国ごとに設定されていたため、どこの国の企業かによって企業の純資産や利益が違い、つまり作成された財務諸表が異なることになっていました。投資家の国際的な投資判断に資するため、会計基準を国際的に統一しようというのがIFRSなのです。

IFRSはもともとEU等欧州諸国が中心となって作成されたものですが、現在では世界110カ国以上で採用されており、主要国で採用していないのは米国と日本のみです。日本ではこれまで日本の会計基準とIFRSを近付けていくコンバージェンス (収束・収斂、自国の会計基準を維持しながら国際会計基準との差異を調整していく方法) が行われてきていました。ここ数年新しく適用されている会計基準はIFRSとのコンバージェンスの影響によるものです。しかし日本でもIFRSへの歩み寄りではなく、IFRSそのものを日本の会計基準として適用するアドプション (採用・導入、IFRSそのものを自国の会計基準として適用する方法) へと舵を切ろうとしています。

適用対象企業、適用時期

では、IFRSはどのような会社にいつから適用されるのでしょうか。金融庁の企業会計審議会が公表した意見書によれば、まず適用対象は現時点では、上場企業とその子会社、関連会社の連結決算になると考えられます。

また適用時期については2012年を目途として判断し、3年の準備期間が必要として2015年又は2016年に適用開始となります。なお、2010年3月期から連結財務諸表での任意適用が認められており、国内初のIFRSでの決算発表を日本電波工業(株)が行っています。

IFRSの特徴

IFRSの特徴は大きく二点が挙げられます。「原則主義」と「資産負債アプローチ」です。

原則主義とは、会計処理での判断にあたってその考え方や枠組みを示し、具体例や数値基準は最小限に留めるものです。対極にあるのが細則主義であり、会計処理での判断の基準を数値基準や具体例で細かく定めるものです。日本や米国の現行の会計基準は細則主義です。例えば有価証券の減損要否判

断において日本基準では時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には著しい下落に該当しますが、IFRSには著しい下落を判断する基準は示されていません。IFRSでは企業自身が会計基準の趣旨を理解し、経済的実質に基づき著しく下落したか否かを判断する必要があります。

次に資産負債アプローチとは、要約すると損益計算書より貸借対照表を重視する考え方です。これまでの会計は売上高や当期純利益といった損益計算書を重視する「収益費用アプローチ」が採られており、貸借対照表の情報は副次的に扱われていました。これに対しIFRSでは企業がどれだけの将来キャッシュ・フローを生み出す資産状況にあるかということ、投資家に示すことに重点を置いています。つまりIFRSでは資産を「将来の経済的便益」と定義し、多くの資産について公正価値 (市場価値に基づく時価や、将来キャッシュ・フローの割引現在価値) で評価します。その結果、将来の経済的便益の獲得に貢献しない部分については損失として処理されます。

資産負債アプローチによる利益計算は、収益から費用を差し引いて当期純利益を計算するのではなく、期首と期末の純資産の差額として当期包括利益を計算することになります。

中小企業への影響

中小企業には直接的影響はありません。

ただし間接的な影響を受けることは考えられます。例えば、IFRSでは売上の計上に原則出荷基準が認められず、検収基準で売上を計上する必要があります。このため上場企業から仕入がある企業は、検収状況の問い合わせがあるかもしれませんし、月末出荷→翌月受取から月末2日前出荷→月末検収への変更を求められるかもしれません。

また、財務諸表は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書のことを財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書と呼称し、名称だけでなく表示方法も異なります。有価証券投資などで財務諸表を利用する際には注意が必要です。

いかに活用するかという視点を

IFRSの適用によって経営者にはどのような経営が求められるのでしょうか。IFRSが損益計算書よりも貸借対照表を重視し、資産を公正価値で評価する概念を取り入れている以上、投資の効率性をより重視した経営を行う必要があると考えられます。

しかし、投資効率はIFRSが適用されますから重要というわけではありません。経営資源には限りがあります。限りがある以上いかに有効に活用するか、つまり投資に見合ったリターンが得られているか、あるいは今後も得られるのか、といった視点での経営はIFRSの適用とは関係なく重要ではないでしょうか。

(公認会計士 三牧 潔)

法律コーナー

民法改正について

1 はじめに

民法という法典があります。個人と個人の間を規律する私法の基本法で、明治29年に公布され、31年に施行された法律ですから、今日まで110数年を経ています。その間家族法(親族・相続に關する法律)は戦後全面的に改正されましたが、その他の部分は大改正が行われることなく現在に至っています。もとは片仮名、文語体による法典でしたが、ようやく現在語化されたのは平成17年のことです。

その民法の全面的な改正が課題となっており、目下、そのうちの債権法の改正作業が行われています。債権法は市民生活や企業の経済活動に直結する分野です。たとえば、契約の成立・効力・解除などの一般的なルールや金銭の貸借や工事請負などの個別的種類の契約に関するルールなどは、全て債権法に属します。その改正は日常生活に大きな影響を及ぼします。

今回は、なぜ改正が行われようとしているのか、今後の予定はどうなるのか、などについて概略を説明します。

2 改正の理由

従来の議論で指摘されているのは次のような事柄です。

(1) 現在の民法典の条文数は、家族法編も含めて1044条と、他国の例(たとえば、ドイツ民法典は2385条、フランス民法典は2488条)と比較して異例に少ない法典です。これでは様々な法的現象に対して適切に対応できるはずが

なく、現実には学説や判例の精緻な解釈で補っている状態です。これでは、民法典を見ても、法がどのように定めているかをすぐに読み取ることができず、法律学の知識がないと理解できない結果になります。

また、現在の民法の条文は大変難しい表現になっており、その解釈書を読まないで容易に趣旨を理解することができません。

このように市民生活や経済活動の基本になるルールが、一般の人がなじめない状態となっているのは、決して正常な状態ではありません。これを市民が読んでわかるような法律にする必要があることです。

(2) 民法が制定されて以来110数年の間に、市民の生活や企業の経済活動は著しく変化している面があります。今日までその不合理を解釈で修正して対応してきました。条文に書いてないことを解釈で埋めるだけでなく、条文の文意からは導くことができないことを解釈の名目で展開する例も珍しくないのが実情です。

これではどうして市民のための民法とはいえないこととなります。これらを民法典に取り込んで現代化する必要があることです。

(3) 特別法により個別の分野で確立された原則の中には、一般的なルールとして民法の中に取り込むのが適切なものもあります(指摘されているのは、たとえば、消費者契約法に盛り込まれた消費者保護の諸原則です)。基本法と特別法の両方を見なくても、一つの法を一望すれば理解できるようにする必要があります(一般法化と統合)。

(4) 債権法の改正は世界的な潮流です。現在の民法はヨーロッパから「輸入」したものでしたが、それから110数年を経た今日、自前で作上げた民法典を債権法の統一化に向けて日本から

発信するのは意味のあることです。

3 改正審議の動向と将来

平成18年に法務省は債権法の抜本的見直しを行うことを公表しましたが、これに呼応して、有力な民法学者を中心として「民法(債権法)改正検討委員会」が作られ、改正草案の作成作業が行われてきました(なお、その他の学者のグループによる継続的な研究会も開かれてきました)。

この委員会は私的なものですが、法務省の担当者も構成メンバーに入っており、事実上は公的なたたき台作りの機関として大きな役割を果たしてきましたが、平成21年4月に「債権法改正の基本方針」を公表しました。

平成21年11月から法務省の法制審議会民法(債権関係)部会で審議が行われ(法務省の担当官が作った検討事項をもとに議論されています)、現在に至っています。この部会の委員・幹事には、学者だけではなく実務家も相当数就任しています。民法(債権法)改正検討委員会の委員の多くが就任していることもあり、前述の「基本方針」が大きな影響を与えていることは否定できないようです。

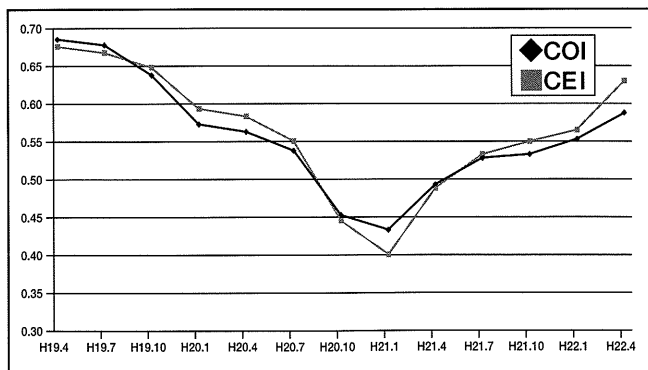
法制審議会は、なお審議を継続した後、平成23年4月には中間論点整理を公表して、パブリックコメントを求めることになっており、その後条文の取りまとめ作業に入ることになると推測されます。(弁護士 安木 健)

データ情報

アメリカ企業の業況楽観指数(Corporate Optimism Index: COI)と業況拡大指数(Corporate Expansion Index: CEI)

米国公認会計士協会及びUNCケナン・フラッグラーの業況短観調査によれば、企業の業況楽観指数及び業況拡大指数はいずれも第二四半期において続伸した。この指標は企業の経済見通し及び企業の1年内の拡大計画についての財務担当役員の本心証の足跡である。

平成19年度に起きたサブプライム問題発生から平成20年9月のリーマン破綻にかけて、両指標は大幅に下落しており、企業の先行きに対する不安が顕著となっていたが、平成21年以降順調に指数は改善してきており、日本以上に景気回復への期待が高まってきていることが窺い知れる。(公認会計士試験合格者 川島昌人)



(JOURNAL OF ACCOUNTANCY 2010年7月号より)

アメリカの企業は景気の動向をどう見ているのか?

エチケツトにみる お国柄

(6) 「コミュニケーションコンサルタント
松尾 梅子

羊祭

世界の三大祝祭と言え、アジア圏の正月(春節)と欧米のクリスマス、そしてイスラム圏の羊祭であろう。すべてに共通するのは、年に一度の家族の団欒の機会を提供する伝統行事であるということ。祝日が近づくと、人々は仕事や日頃のつきあいを調整して休暇を取り、遠方からでも故郷に戻って親族と宴を共にするのが慣わしである。クリスマスに匹敵するイスラム教の祝祭、「羊祭(アイト・エル・ケビル)」は、もともとキリスト教の旧約聖書にあるアブラハムの逸話が起源である。信仰の証として息子を捧げよ、と神に命ぜられたアブラハムは、ためらうことなく最愛の

息子イーザックの首に刃をかざす。刃が首に刺さる瞬間に、神は生け贄の息子を救い、その身代わりとして子羊を置いた。羊祭が「償いの祭」とも呼ばれるのはこのためである。羊祭の日は月の満ち欠けによる太陰暦で決めるので、日時は毎年異なるうえに、地域によって1日のずれが生じる。例えば昨年羊祭は、北アフリカから中近東では11月17日、サウジアラビアやエミレーツ諸国では11月16日であった。

クリスマスに匹敵するイスラム教の祝祭、「羊祭(アイト・エル・ケビル)」は、もともとキリスト教の旧約聖書にあるアブラハムの逸話が起源である。信仰の証として息子を捧げよ、と神に命ぜられたアブラハムは、ためらうことなく最愛の

筆者はモロッコで、羊祭の初日の祝宴に招かれたことがある。まだアルカイダもおおらず、頭髪をスカーフで隠す若い女性もいない平穏な時代であった。祝日の朝、人々は正装してモスクの礼拝に

赴いた後、テレビで実況放映されるモロッコ国王の「子羊の償い儀式」を見守る。国王の面前に敷かれた白い敷布の上に真白な子羊が置かれ、国王が鋭い短刀で子羊の喉元を切り裂くと、側近が直ちに子羊を敷布にくるみ、イスラム法官の邸へ運ぶ。昔は馬で、今はパトカーがサイレンを鳴らし、て猛スピードで。法官の面前で子羊が少しでも立てば、来る年は良い年とされる。あえて無垢の幼羊を犠牲にすることでアブラハムの断腸の思いを分かち合うのが、この儀式のねらいであろうか。

この儀式の後、モロッコ全国で一斉に、一家の主が生け贄の羊の喉を切る。生け贄の羊はあらかじめ羊市場で買い入れ、儀式の日まで大切に飼われ、儀式の前には丁寧に清められる。羊の代わりに牛(インドネシア)やラクダ(サハラ地方)を供える国もある。儀式の後、羊を逆さ吊りにし足から頭まで皮を

一言

「MOTTAINAI」は、ノーベル平和賞受賞者で環境保護活動家ケニアのワンガリ・マ1タイ女史が、2005年京都議定書関連行事で日本に来日された際に、日本語の「もったいない」の持つ意味に感銘を受けられ環境保護を訴えるためのキャッチフレーズにされたそうです。

もうひとつの『もった・いない』

「もった」は、社内や地域など身近に存在す

る資源等によりビジネスプランを組み立てていく、また「いない」は、ビジネスプランはあるものも必要な資源を持っていない企業が、必要な資源を身近でコストをかけずに調達するというものです。弱小零細企業にとって、現状の閉塞状況から抜け出すには新規事業の成否が死活問題ですが、十分な資金を振り向けるわけにはいきません。しかし、身近にある、あるいは余っている資源であれば失敗しても損害は少なくて済みます。さらに、同著では身近な資源にいかにして気付くかという方法についても述べており、

第一には「変化」をキーワードに挙げています。世の中の変化に注目しさらに、目線を変えてみるのが身近な資源を再発見するためには重要だということです。十数社の実例を挙げて論を進めています。苦境を潜り抜けるための創意工夫や地域の協力が不可欠であることも重要な要素です。日本各地には、多彩な自然と人々の知恵により育まれた文化が伝承されています。幸い近畿は、永年の時の経過によって練磨された芸術や工芸技術の宝庫です。この宝庫に新たな視点で光を当てないのは、本当にもったいない限りです。

(赤とんぼ)

発行所
中野公認会計士事務所
 〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
 TEL (075) 431-4361(代)
 FAX (075) 431-4365
 (IP)050-3802-2668
 (HP)http://www.nakano-cpa.com
 発行人 中野雄介

《表紙写真》
都鳥舞う桂川(嵐山)